

設置はもうお済ですか？

「住宅用火災警報器」

設置が必要な場所は？

「寝室」と「台所」、上階に「寝室」がある場合は「階段」にも必要です。

階段 **義務**

上階に寝室がある場合は階段部分にも設置が必要です。

寝室 **義務**

普段から寝室として使う部屋は全て設置します。

子ども部屋（寝室）

寝室

台所

階段

居室

台所 **努力義務**

熱式（又は煙式）の設置に努めて下さい。

居室 **努力義務**

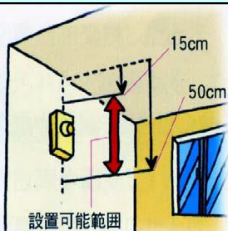
煙式の設置に努めて下さい。

※住宅用火災警報器 設置場所の【例外】

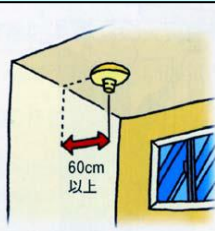
1つの階に7㎡以上の居室が5以上ある場合、消防本部予防課までご相談ください。

取り付け位置

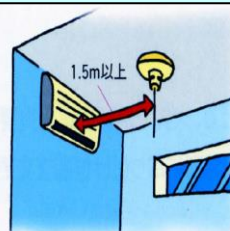
壁に取り付けるとき



天井に取り付けるとき



エアコンがある場合



梁などがある場合



住宅用火災警報器の維持管理

定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的^{※1}に作動確認をしましょう。

作動確認をしても住警器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。^{※2}
住警器本体又は電池を交換しましょう。

※1 少なくとも年に2回は作動確認をしましょう。

古くなったら交換



火災警報以外の警報が鳴った場合

住警器本体の故障か電池切れです。^{※2}
住警器本体又は電池を交換しましょう。

※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。

なお、電池切れと判明した住警器が設置から10年以上経過している場合は、内部の電子機器が劣化しているおそれがあるため、本体の交換をおすすめします。

国の技術基準に適合している住宅用火災警報器を使用してください。（下のマークが貼っているものは適合しています。）



問い合わせ先
河内長野市消防本部
予防課 0721-53-3699